

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※5月22日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

種別	対象	名称	説明	問合せ先
給付	県の休業要請等に協力いただいた方に	<u>神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</u>	県の要請や依頼に応じて、休業や夜間営業時間の短縮にご協力いただいた中小企業、個人事業主に対し、協力金が支給されます。 ・休業した場合：最大30万円 ・営業時間を短縮した場合（食事提供施設）：10万円 ※協力要請等の延長に伴う支援策あり（交付予定金額：1事業者あたり 10万円）	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（神奈川県） TEL 045-285-0536 050-1744-5875
	売上が前年から半減した方に	<u>持続化給付金</u>	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、給付金を支給します。 ・中小法人等：上限200万円 ・個人事業者等：上限100万円	持続化給付金事業コールセンター（経済産業省） TEL 0120-115-570
	従業員の雇用の維持を図りたい方に	<u>雇用調整助成金</u>	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。  ※助成率の引上げ等、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置を実施	神奈川県労働局 神奈川助成金センター（厚生労働省） TEL 045-650-2801  雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
	従業員に子どもがいる方に	<u>小学校休業等対応助成金</u>	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対し、助成金が支給されます。 ・1日あたり：上限8,330円	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
	フリーランスで子どものいる方に	<u>小学校休業等対応支援金</u>	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に、支援金が支給されます。 ・1日あたり：定額4,100円	

給付	商店街の方に	<u>商店街等の活動支援一時金</u>	商店街等に対し、個々のニーズに応じた様々な活動に充当できる一時金（加盟店舗数×10万円）を交付します。	横浜市経済局商業振興課 TEL 045-671-3488 FAX 045-664-9533
	小規模事業者の方に	<u>小規模事業者等支援一時金（小規模事業者等）</u>	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で500万円以下の融資を受けた飲食・サービス・小売りなどの小規模事業者等に対し、10万円の一時金を交付します。	横浜市経済局経営・創業支援課 TEL 045-671-4236 FAX 045-664-4867
		<u>小規模事業者等支援一時金（スタートアップ企業）</u>	IoT・ライフイノベーション分野等の創業間もないスタートアップ企業に対し、10万円の一時金を交付します。	横浜市経済局新産業創造課 TEL 045-671-3487 FAX 045-664-4867
	文化芸術活動のプロフェッショナルの方に	<u>文化芸術活動応援プログラム</u>	活動再開に向けた準備や、現在の状況下でも実施可能な文化芸術活動に対して、支援金を給付します。（申請は5月28日～6月10日） ・上限30万円	横浜市文化観光局文化振興課 TEL 045-671-3714 FAX 045-663-5606
		<u>映像配信支援プログラム</u>	市内のライブハウス・ホール等における無観客公演などの映像配信事業を対象にした支援を行います。 ・上限70万円	
	観光・MICE関連事業者の方に	<u>観光・MICE関連事業者緊急支援金</u>	販路開拓など、自粛期間中の事業継続のために実施する事業や、回復期の誘客促進につながる取組を支援します。 ・事業費の2/3、上限20万円	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー TEL 045-221-2113
	テレワークを導入する事業者の方に	<u>職場環境向上・女性活躍推進助成</u>	テレワーク導入にかかるシステム整備費や、専門家への相談委託料を助成します。 ・助成率3/4、上限30万円	横浜市経済局経営・創業支援課 TEL 045-671-4236 FAX 045-664-4867
		<u>働き方改革推進支援助成金</u>	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。（厚生労働省） ・補助率：1/2（1企業当たりの上限額：100万円）	テレワーク相談センター（厚生労働省） 0120-91-6479

融資	資金繰りのため融資を受けたい方に	<b>横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金</b> <small>※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された事業者が対象</small>	国の制度に基づく融資限度額3,000万円の当初3年間実質無利子の融資メニューです。	横浜市経済局金融課 TEL 045-671-2592 FAX 045-664-4867 ※融資のお申込みについては金融機関へお問い合わせください。
		<b>新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）</b> <small>※危機関連保証の認定を取得された事業者が対象</small>	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。	
		<b>新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型）</b> <small>※セーフティネット保証4号の認定を取得された事業者が対象</small>	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。	
		<b>新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）</b> <small>※セーフティネット保証5号の認定を取得された事業者が対象</small>	国が指定する業況の悪化している業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している事業者が対象です。	
		<b>経済変動対応資金（新型コロナウイルス）</b>	最近1か月の純売上高や売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している事業者が対象です。	
		<b>日本政策金融公庫の融資</b>	一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店
		<b>商工中金の融資</b>	資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店
		<b>税証明書発行手数料の減免</b>	新型コロナウイルス感染症にかかる融資や貸付、各種支援制度等の手続きに使用する目的で申請された税証明書の発行手数料を無料とします。	各区税務課

期間延長・猶予	税金の申告・納付が困難な方に	<b>個人市民税・県民税の申告期限の延長</b>	個人市民税・県民税の申告期限を令和2年4月17日以降も延長しています。	各区税務課市民税担当
		<b>事業所税の申告・納付期限の個別延長</b>	本来の期限までに申告・納付を行うことが物理的に困難な場合、本来の申告・納付期限から90日を限度として、事業所税の申告・納付期限の延長の申請をすることができます。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4491 FAX 045-210-0481
		<b>法人市民税の申告・納付期限の個別延長</b>	本来の期限までに申告・納付を行うことが物理的に困難な場合、法人市民税の申告・納付期限の延長の申請をすることができます。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481
		<b>国税の申告・納付期限の延長</b>	申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税を期限内に申告することが困難な方は、申告期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
		<b>納税の猶予</b>	市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。	各区税務課収納担当 ※県税については各県税事務所へ ※国税については国税局猶予相談センター（東京国税局）0120-948-271
	社会保険料の支払いが困難な方に	<b>厚生年金保険料等の納付猶予</b>	厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所
	公共料金等の支払いが困難な方に	<b>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</b>	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	水道局お客さまサービスセンター TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281
		<b>電気・ガス料金の支払い猶予</b>	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
		<b>通信料金の支払い猶予</b>	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
		<b>勤労者福祉共済掛金の猶予</b>	掛金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市経済局雇用労働課 TEL 045-671-2343 FAX 045-664-9188

## ◆相談先一覧

資金繰りや経営安定に関する相談	横浜市経済局金融課相談認定係 TEL 045-662-6631 FAX 045-651-3518
経営全般に関する相談	公益財団法人横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3711
信用保証に関する相談	横浜市信用保証協会 TEL 045-662-6623
雇用や賃金等に関する相談	かながわ労働センター TEL 045-662-6110 FAX 045-633-5401
文化芸術活動に関する相談	文化芸術創造都市横浜・臨時相談センター（横浜市芸術文化振興財団内） <a href="https://covid19.yafjp.org/yes">https://covid19.yafjp.org/yes</a>

### 飲食店経営者の皆さまへ「テイクアウト&デリバリー横浜」のご案内

テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配・配達）を行う市内飲食店をPRします。「テイクアウト&デリバリー横浜」のサイトより情報登録をお願いいたします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/covid-19/takeout-delivery/takeout.html>

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。

[http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県サイトのサイトをご確認ください。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-ing](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing)